

## 法廷内写真の撮影・公表と報道・取材の自由

——和歌山保険金詐欺事件勾留理由開示裁判の法廷内写真をめぐって——

右 崎 正 博

- 一 はじめに
- 二 裁判手続の公開と報道・取材の自由
- 三 公正な裁判の実現と報道・取材の自由——調整の法理
- 四 刑事訴訟規則二一五条の法意と保護法益
- 五 公開法廷にいる被疑者・被告人の肖像権とその限界
- 六 本件写真の撮影・公表行為の相当性の成否
- 七 あとがき
- 一 はじめに

本稿が考察の対象とする事実は、一九九八年七月二五日に和歌山市園部地区で起きた「カレー毒物混入事件」に

関連している。世間の耳目を集めたこの事件の有力容疑者と目された林眞須美被告人が、別件の保険金詐欺容疑で逮捕され、その被疑事実について同年一月に和歌山地裁で開かれた勾留理由開示裁判の際に、株式会社新潮社が発行していた写真週刊誌「FOCUS」のカメラマンによって裁判所の許可なく写真撮影され、その法廷内写真(以下「本件写真」という。)を「法廷を嘲笑う『眞須美』の毒カラー初公判」などの標題の下に同誌一九九九年五月二六日号(五月一九日発行)に公表されたことに対し、新潮社および「FOCUS」誌の編集長を被告として、肖像権侵害を理由に損害賠償の支払いと謝罪広告の掲載を求める訴訟(第一訴訟)を提起したのであった。

「FOCUS」側はこれに対抗し、同誌同年八月二五日号(八月一八日発行)に同被告人の法廷内における姿態・容貌を描いたイラスト画三枚(以下「本件イラスト画」という。)を掲載するとともに、「『肖像権』で本誌を訴えた『林眞須美』殿へ 絵ならどうなる?」との標題を付した記事とともに公表するに至った。このため、林被告人はさらに、イラスト画による肖像権侵害、記事による名誉毀損、名誉感情の侵害等を理由として新潮社および同誌編集長に対し損害賠償の支払いと謝罪広告の掲載を求め、また、同社取締役に対し商法二六六条の三に基づく損害賠償の支払いを求める訴訟(第二訴訟)を提起した。

これに対して、原審大阪地方裁判所が、本件写真および本件イラスト画がいずれも原告の肖像権等を侵害するものとして、被告らに対して、本件写真の掲載による肖像権侵害について二二〇万円、本件イラスト画の掲載による肖像権等の侵害について四四〇万円の損害賠償を命じる判決を下したため、被告新潮社側より原判決の取消を求めて控訴がなされた。

法廷内での写真撮影は、現在、法廷の秩序維持や訴訟関係者の正当な利益の保護という観点から厳しく制限され

ており、その法令上の根拠となっているのが、刑事訴訟規則二一五条の「公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、裁判所の許可を得なければ、これをするができない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。」とする規定、ならびに、民事訴訟規則七七条の「法廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長の許可を得なければすることができない。」とした規定である。これらの規定は、報道・取材の自由を制限するものであるので、その解釈をめぐっては、かつて報道・取材の自由との関係で問題となったことがあり(いわゆる「北海タイムス事件」最高裁大法廷決定<sup>(2)</sup>)、その運用をめぐっては、裁判所と報道機関との間で長期にわたる話し合いが継続されてきており、現在もその過程にあるといえる<sup>(3)</sup>。

ところで、憲法二一条によって保障される表現の自由は、憲法が予定する民主制の維持・確立にとって不可欠な前提をなすものと捉えられることから、憲法が保障する人権の体系のうえで「優越的地位」にあることが承認されてきており、必要やむを得ない理由によってそれを制限しなければならない場合にも、その制限は厳格に必要な最小限の範囲にとどめられなければならないなど、最大限の慎重な配慮を必要とするものである。そして、報道機関の報道は、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであるから、「事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、……報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」(いわゆる「博多駅事件テレビフィルム提出命令事件」最高裁大法廷決定<sup>(4)</sup>)のである。

今日、情報技術の高度な発達により、映像を通してのコミュニケーションが我々の日常生活にとってもはや不可欠なものとなっており、報道機関にとってもカメラや電子機器を用いた取材・報道の方法が必須のものとなってい

るにもかかわらず、法廷でのカメラや電子機器による取材活動は刑事訴訟規則二一五条および民事訴訟規則七七条によって厳しく制限されている。そのために国民が十分な裁判報道に接する機会が著しく狭められ、国民の「知る権利」が過度に制約され過ぎて疑いがある。公正な裁判の実現を確保するために法廷内での写真撮影をやむを得ず制限しなければならぬ場合であっても、表現の自由や報道の自由を保障するという観点から、その制限のもたらす影響を厳密に精査し、必要やむを得ない理由によってそれを制限しなければならぬ場合にも、その制限は厳格に必要な最小限の範囲にとどめる必要があると考える。

筆者は、「報道・取材の自由」の観点から、本件訴訟が提起した問題に多大の関心を持ってきたが、本件が控訴されて大阪高等裁判所第一三民事部に係属した段階で、控訴人である新潮社側の依頼を受け、二〇〇二年九月一二日付けで同部あてに「法廷内写真の撮影・公表と報道・取材の自由について」と題する「意見書」を提出した。本稿は、その「意見書」を基にしたものであることをお断りしておきたい。

なお、本控訴事件の被控訴人である林眞須美被告人は、その後、「カレー毒物混入事件」に関して殺人罪で再逮捕、起訴され、本件写真および本件イラスト画の掲載当時は、殺人事件の被告人として法廷等におけるその言動や動静が注目されており、その後、二〇〇二年一月一日に和歌山地方裁判所において死刑判決が下されるに至っている。<sup>(5)</sup>

## 二 裁判手続の公開と報道・取材の自由

最初に、憲法八二条等による裁判公開の原則と憲法二一条による報道・取材の自由との関係について明確にしておきたい。憲法八二条一項は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と規定し、同条二項は、「裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。」としている。

ここにいう「裁判」とは、「固有の司法権の作用に属するもの、すなわち、裁判所が当事者の意思いかんにかかわらず終局的に事実を確定し当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件の裁判のみを指す」とされている。本件訴訟の原因となつた事實は、被控訴人が、保険金詐欺事件の容疑者として身柄を拘束された後の一九九八年一月に和歌山地方裁判所において開かれた勾留理由開示裁判の閉廷後の法廷内において控訴人である新潮社のカメラマンによつて撮影された法廷内写真の公表によつて被控訴人の肖像権が侵害されたというものであり、この勾留理由開示裁判が「純然たる訴訟事件の裁判」に当たるかどうかについては、若干検討の余地があるかもしれない。しかし、憲法三四条は、その後段において、「何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」としているから、勾留理由開示の裁判が「公開の法廷」で行われなければならないことに疑問の余地はない。

そして、裁判の公開とは、誰もが欲すれば自由に裁判を傍聴できることを意味するが、実際には、法廷のスペースには限りがあり、傍聴席の数にも限度があるところから、希望する者がすべて実際に裁判を傍聴できるわけではなく、抽選や先着優先原則など、非裁量的で画一的に適用でき、恣意が介在しない基準ないし方法により傍聴希望者のなかから実際に傍聴できる者が選別されざるを得ない。

しかし、このような意味での傍聴の自由の制限は、必要かつ合理的な制限として憲法上是認され得るであろう。また、仮に傍聴希望者が少数であって、なお収容できる余地があるとしても、当該法廷での裁判に関心をもつ者がすべて裁判所に向いて傍聴できるとは限らないから、そのような場合には、報道機関による報道によって、裁判の状況を知ることが、国民にとって裁判の公開原則を実現させる重要な方法になる。

実際の運用においては、報道機関の報道のための取材活動に配慮して、記者席を設けて司法記者クラブに所属する報道機関の記者に傍聴席を優先的に割り当てる措置がなされており、このことも国民にとって裁判の公開原則を実現するという目的に照らせば、憲法上合理性を欠く措置ということとはできないであろう(いわゆる「法廷メモ訴訟」<sup>(1)</sup>最高裁大法廷判決)。

報道機関の法廷での取材活動に対するこのような扱いが、国民の「知る権利」に奉仕するという報道機関の使命に配慮したものであることは、いうまでもない。すなわち、裁判の公開を保障する憲法八二条は、裁判手続を一般に公開することによって裁判が公正に行われることを保障する規定であって、公権力の一翼をなす司法の運用を監視、批判し、その説明責任を全うさせるために、国民や報道機関に裁判手続へのアクセスを広く認める趣旨を含むものであり、報道機関の法廷での取材活動やそれに基づく裁判報道は、国民の「知る権利」に奉仕するものであるから、裁判公開原則の下で、裁判手続を取材し、報道することは当然に認められる。

他方、すでに見たように、報道機関の報道は、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであるから、報道の自由が、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもなく、また、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分に尊重されなければならない(前掲「博多駅事件テレビフィルム提出命令事件」最高裁大法廷決定)。つまり、憲法二一条によって保障される報道の自由を含む表現の自由は、憲法が予定する民主制の維持・確立にとって不可欠な前提をなすものであるから、必要やむを得ない理由によってそれを制限しなければならない場合にも、その制限は厳格に必要な最小限の範囲にとどめられなければならない。最大限の慎重な配慮を必要とするものである。その意味で、裁判の公開原則を規定した憲法八二条と報道・取材の自由を保障する憲法二一条は、民主主義の基礎を支える両輪のような相互補完的な関係にあるといえる。

ただ、写真撮影等の方法による法廷内での取材活動に対しては、刑事訴訟規則二二五条および民事訴訟規則七七条が厳しい制限を課しており、この制限が、憲法八二条および二一条に照らして真に必要なやむを得ないものであるか、また、真に必要なやむを得ない理由によって法廷内での写真撮影等の方法による取材活動を制限しなければならぬ場合にも、その制限が厳格に必要な最小限の範囲にとどめられているかは、問題となり得る。

### 三 公正な裁判の実現と報道・取材の自由——調整の法理

#### (1) 北海タイムス事件

そして、そのような問題が問われたリーディング・ケースが、先に言及した「北海タイムス」事件であった。この事件は、一九五三年一月一〇日、釧路地裁第一号法廷で開かれた強盗殺人事件の公判開始後に、「北海タイムス」のカメラマンが、裁判長の制止を振り切って法壇にのぼり、裁判長の命令を無視して証言台に立った被告人の写真を撮影したため、法廷等の秩序維持に関する法律違反として過料に処せられたものである。カメラマンの側は、報道・取材の自由を主張して特別抗告に及んだが、最高裁は次のように述べて特別抗告を棄却している。<sup>(8)</sup>

「新聞が真実を報道することは、憲法二一条の認める表現の自由に属し、またそのための取材活動も認められなければならないことはいうまでもない。しかし、憲法が国民に保障する自由であっても、国民はこれを濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うのであるから(憲法二一条)、その自由も無制限であるというとはできない。……憲法が裁判の対審及び判決を公開法廷で行うことを規定しているのは、手続を一般に公開してその審判が公正に行われることを保障する趣旨にはかならないのであるから、たとい公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であっても、その活動が公判廷における秩序を乱し被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するがごときものは、もとより許されないと心得なければならない。……公判廷における写真の撮影等は、その行われる時、場所等のいかんによっては、前記のような好ましくない結果を生ずる恐れがあるので、刑事訴訟規則二一五条は写真撮影の許可等を裁判所の裁量に委ね、その許可に従わないかぎりこれらの行為をすることができないことを明らかにしたのであって、右規則は憲法「二一条」に違反するものではない」。

(2) その後の最高裁で確立されている新しいアプローチ

法廷における写真撮影等の方法による取材活動を制限する理由としてもっとも強調されるのは、審理中の法廷で写真撮影等がなされると、被告人、証人、検察官、弁護士等の訴訟関係人に心理的圧迫を与え、その供述や証言、発言に動揺をきたして真実の発見を困難にし、また、法廷の秩序維持に影響を及ぼし、裁判官に不必要な負担を負わせ、公正な裁判の実現を阻害する、ということである。

確かに、写真撮影等の方法による取材活動は、その性質上、訴訟関係者の利益や公正な裁判の実現という法益と衝突を生ずる可能性は大きいといえるかもしれない。そのため、かつては学説においても、報道の自由とは取材された事実を報道する自由だけを意味し、当然には取材の自由までを含まないとする立場から、公開の法廷でどの範囲で写真の撮影を許すかという問題も、報道の自由の問題ではなく、写真撮影を裁判所・裁判長の許可に係らせている刑事訴訟規則二二五条も、表現の自由に対する制限と見るべきではないと主張され、<sup>(9)</sup>あるいは、「法廷で放送、写真撮影などの取材行為を行うときは、公正な裁判の実現を妨げ、被告人の権利等を侵害する危険性があるから、公開の場であってもそれを当然の権利として行いうるものと認めることはでき「ず」……一般的にこれを制限する十分な理由」<sup>(10)</sup>があると、説かれてきた。

しかしながら、一九五八(昭和三三)年という時期に、「公共の福祉」論に立脚して下されたこの最高裁大法廷決定に、今日ではもはや先例的価値を認めがたい。というのは、報道・取材の自由と公正な裁判の実現という法益との調整が求められる場面では、その後、最高裁自身が、「公共の福祉」論と決別し、報道・取材の自由を保護することによって得られる利益と公正な裁判の実現という法益を優先することによって失われる利益とを比較衡量すると

いうアプローチを確立してきているからである。その新しいアプローチは、例えば、次のように述べられている。

「公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが、証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度の制約を蒙ることとなってもやむを得ない……。しかしながら、このような場合においても、一面において、審判の対象とされている犯罪の性質、態様、軽重および取材したものの証拠としての価値、ひいては、公正な刑事裁判を実現するにあたっての必要性の有無を考慮するとともに、他面において、取材したものを証拠として提出させられることによって報道機関の取材の自由が妨げられる程度およびこれが報道の自由に及ぼす影響の度合その他諸般の事情を比較衡量して決せられるべきであり、これを刑事裁判の証拠として使用することがやむを得ないと認められる場合においても、それによって受ける報道機関の不利益が必要な限度をこえないように配慮されなければならない」(前掲「博多駅事件テレビフィルム提出命令事件」最高裁大法廷決定<sup>(1)</sup>)。

### (3) 厳格な審査を求める立場からの刑事訴訟規則二一五条等の検討

このように、今日すでに確立している考え方によれば、仮に取材の自由の制約が「やむを得ないと認められる場合においても、それによって受ける報道機関の不利益が必要な限度をこえないように配慮されなければならない」したがって、その趣旨をふまえていうならば、刑事訴訟規則二一五条および民事訴訟規則七七条によって課される写真撮影等の方法による法廷内での取材活動に対する厳しい制限が、真に必要なやむを得ないものであるか、また、真に必要なやむを得ない理由によってその制限をしなければならない場合にも、厳格に必要な最小限の範囲にとどめら

れているか、改めて厳密な精査が求められるというべきである。

換言すれば、写真撮影等の方法による法廷内での取材活動が訴訟関係者の権利や公正な裁判の実現という法益と衝突した場合にも、たんに法廷の秩序維持という観点から一般的にその禁止を容認すべきではなく、一方における報道・取材の自由の意義と、他方における訴訟関係者の権利保護、公正な裁判の実現という利益とを考慮に入れて、相対立する利益を慎重に比較衡量しつつ、真にやむを得ない必要最小限の範囲における制限にとどめるべきであつて、具体的な害悪の生じた場合にのみ、事後的にそれを制限することが許されると解すべきである。

そして、そのような厳密な審査を求める立場からは、刑事訴訟規則二一五条等による法廷内での写真撮影等の取材活動の制限は、「法廷内での審判の秩序の維持、裁判官や証人などの心理への影響、被告人その他の訴訟関係者のプライバシー保護などの観点から、一定の制限があることは承認されてよいが、原則として許可が与えられない運命を含めてその制限が大きく、……取材、報道の自由からみて問題がある」、「その制約は、公判廷の秩序維持や訴訟関係者の利益保護のために、直ちに違憲とはいえないが、その運用について検討されるべきこともある」と指摘され、さらに、「写真撮影を全面的に禁止することが必要不可欠で、最小限度の制約といえるかには、疑問が残る」<sup>(13)</sup>、「取材の制限・禁止は例外的な状況の中で認められるにすぎない。カメラ取材を原則自由とし、その制限・禁止は、とくに刑事事件の場合など、被告人及びその他の訴訟関係者へのカメラ取材のインパクト・人権侵害の可能性を十分考えた上で、飽くまでも合理的な根拠にもとづいて行われるべき」であり、刑事訴訟規則二一五条は「憲法違反の疑い」<sup>(14)</sup>「が強い」と指摘されているのである。

要するに、法廷における写真撮影等を裁判所・裁判長の許可にかからしめている刑事訴訟規則二一五条、民事訴訟規則七七条は、文言上は裁判所・裁判官による許可制をとり、一般的禁止を意味しているようにみえるが、法廷

の秩序維持に支障がなく、審理への影響や被告人その他の訴訟関係者の利益保護への影響がない場合には、裁判所はこれを許可しなければならぬものと解すべきであり、これを全くの自由裁量と解することはできないのである。<sup>(15)</sup> そう解する限りで、これらの規定は、違憲の疑いを免れ得るように思われる。したがって、裁判所・裁判長が、それぞれのケースにおいて責任をもって実質的な判断をすることが求められていると思われる。<sup>(16)</sup>

#### 四 刑事訴訟規則二一五条の法意と保護法益

次に、刑事訴訟規則二一五条の意味およびその保護法益について検討してみたい。この点については、すでに拙稿において傍論として、「刑事訴訟規則二一五条の法意は、訴訟関係人の正当な権利保護を目的に含むものであるが、それは私権そのものを保護しようとするものではなく、訴訟関係者の権利保護を通して法廷の秩序を維持し、もって公正な裁判を実現しようという客観的・制度的法益を保護しようとするものと解されるから、その違反に対して法廷等の秩序維持に関する法律による処罰の発動の余地があることはともかく、その違反が直ちに個人への損害賠償責任を生ずるものとは解し難い」と述べておいたが、<sup>(17)</sup> その点をさらに敷衍すれば、次のようにいえる。

すなわち、第一に、刑事訴訟規則二一五条は、訴訟関係人の正当な権利保護を目的に含むものであるが、それは訴訟関係者の権利保護を通して法廷の秩序を維持し、もって公正な裁判を実現するという客観的・制度的に保護しようとするものと解されるのであって、それを超えて、訴訟関係者個々人の名誉権、プライバシー権、肖像権などの私法上の権利を保障しようとしたものとは解されない、ということである。そのことは、刑事訴訟規則が、国民の私法上の実体的な権利義務関係に変動をもたらさない「規則」という法形式をとって定められていることか

らも例証され得るであろう。

確かに、前掲「北海タイムス事件」最高裁大法廷決定は、「被告人その他訴訟関係人の正当な利益」を不当に害するがごときはもとより許されないとし、そのような好ましくない結果を防止するために、刑事訴訟規則二一五条は写真撮影の許可等を裁判所の裁量に委ね、その許可に従わない限りそれを行うことができないことを明らかにしたのだとしている。最高裁がいう「被告人その他訴訟関係人の正当な利益」の内容が、そこでそれ以上明確にされているわけではないが、そこに含意されているのは、法廷の秩序を維持し、公正な裁判を実現するために不可欠な憲法上の諸権利、例えば、適正手続の保障、裁判を受ける権利、弁護人依頼権、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利、証人審問権、供述拒否権などであって、そこに、私人としての訴訟関係者個々人の名誉権、プライバシー権、肖像権などの私法上の権利まで含まれるものは、とうてい解されない。

また、学説のなかにも、十分な吟味なしに、「被告人その他訴訟関係人の正当な利益」には、訴訟関係者の名誉権、プライバシー権、肖像権などの私法上の権利まで当然に含まれると解しているものが散見されないわけではないが、そのような理解は妥当であるとはいえないであろう。この点に関して、原判決が、何の検討もなしに、「法廷においては、その秩序を保持して審理への悪影響を排除する必要があるが、また、被告人や証人等訴訟関係人の名誉権ないし肖像権に配慮する必要があることから、裁判所の許可なく写真を撮影することは許されないものとされている(刑事訴訟規則二一五条参照)」（原判決二九頁九行ないし一二行目）としているのも、同じ誤りを犯しているものといわざるを得ない。

第二に、刑事訴訟規則二一五条は、「公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、裁判所の許可を得なければ、これを行うことができない。」と規定している。そして、その「公判廷」とは、裁判長によって開廷が告げられて審

理が開かれ、閉廷が告げられるまでの法廷という、時間的・空間的領域を指すものと解される。本件写真撮影は、撮影された写真の内容からみて、閉廷後になされたものであることが明らかであるが、原判決は、「刑事訴訟規則二一五条にいう『公判廷』とは、裁判長の開廷宣言から閉廷宣言までに限らず、法廷の開廷中及びこれに接続する前後の時間帯をも包含するものと解するのが相当であって、本件写真の撮影は、刑事訴訟規則二一五条に違反するといふべきである。」(原判決二九頁二四行ないし三〇頁二行目)とし、その理由として、「裁判長が閉廷を宣言し、法廷から退出した後であっても、その直後の時間帯においては未だ法廷に訴訟関係者が残っていること等もありうるのであって、そうした状況下で無制限に写真撮影がなされるとすれば、訴訟関係者の肖像権等が害され、ひいては、刑事手続全体の秩序が保たれなくなることは明らかである。」(原判決三〇頁七行ないし一一行目)からだとしている。

しかし、「公判廷」の概念を閉廷後まで含むものと解し、そこまで写真撮影等の取材活動が当然に制限されるといふのは、明らかに拡大解釈であり、報道・取材の自由を侵害するものであって、賛成し難い。閉廷後においては、もはや撮影行為による審理への悪影響は考えられず、「刑事手続全体の秩序に影響を及ぼす」(原判決三〇頁一七行目)というような捉え方は、法廷秩序の維持という利益を無条件に報道・取材の自由に優先させる考え方にほかならない。そのようなアプローチは、公正な裁判を実現する利益と報道・取材の自由との対立は両者の利益を慎重に比較衡量して決するという、すでに確立しているアプローチとは異なるものである。

また、刑事訴訟規則は、刑罰法規ではないから、罰則が規定されているわけではないが、裁判長の許可に反した、あるいは、許可を受けないでした写真撮影等の行為は、法廷等の秩序維持に関する法律違反にも問われることを通して、間接的であるとはいえ、実質的には罰則によって強制されていることを考えると、罪刑法定主義や刑罰

の謙抑性などの点からも、拡大解釈することは許されないと見える。そのことは、本件写真撮影行為に対して、法廷等の秩序維持に関する法律違反として罰則が発動された場合を仮定してみれば、いっそう明らかであろう。

以上を要するに、刑事訴訟規則二一五条が被告人や証人等訴訟関係者の名誉権ないし肖像権を保護する規定であるという原判決の判断の枠組みそれ自体に疑問があり、また、本件写真撮影行為が刑事訴訟規則二一五条に違反していたという判断にも疑問がある、といわざるを得ない。

もっとも、こう述べたからといって、公開の法廷においては、被疑者・被告人、証人その他の訴訟関係者には名誉権、プライバシー権、肖像権等の人格権がいっさい保障されない、というつもりは全くない。法廷の中であろうと外であろうと、自然人には、私法上、名誉権、プライバシー権、肖像権等の人格権が当然に認められるからである。ただ、公開の法廷という場所においては、そこにいる訴訟関係者それぞれの立場の違いに応じて、名誉権にしても、プライバシー権にしても、また、肖像権にしても、法廷以外の場所での一般人の場合とは異なった制約を受ける余地がある、ということである。

##### 五 公開法廷にいる被疑者・被告人の肖像権とその限界

それでは、被疑者・被告人が公開の法廷での審理の場にいるときの肖像権の保護のあり方については、どう考えるべきか。刑事訴訟規則二一五条の意味が上述のようなものであるとすると、この問題は、刑事訴訟規則二一五条違反の有無にはさしあたり関係なく、肖像権侵害に関する不法行為一般の法理にしたがって解決されるべきことと

なる。

人格権のうち、名誉権およびプライバシー権侵害についてはたぐさんの先例があり、それらの先例の到達点に照らせば、例えば名誉権侵害については、①摘示された事柄が公共の利害に関する事実に係り(事実の公共性)、②事実摘示行為が専ら公益を図る目的でなされた場合(目的の公益性)には、③摘示された事実が真実であることが証明されたとき、または事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるにつき相当の理由があるとき(真実性または誤信相当性の証明)には、当該行為には違法性がないと評価されるか故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しない、とされてきている。<sup>(18)</sup>

また、プライバシー侵害については、真実性または誤信相当性の証明は抗弁とならないと解されているが、公開された内容が、①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであって、②一般人の感受性を基準にして当該個人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであり、③一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたことを必要とする、という三つの要件を満たさない限り、不法行為の責任は問われないとされてきている(いわゆる「宴のあと事件」東京地裁判決)。<sup>(19)</sup>

さらに、公表された記事の対象とされた者がたずさわる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、その公表が広く許されるものであることも、確立した考え方である。<sup>(20)</sup>

肖像権侵害が不法行為となるか否かについては、それほど多くの先例判決があるわけではないが、本件に比較的

類似したものとしては、勾留中の刑事被告人の公判廷への護送中に公道上において護送車の外から撮影された写真が週刊誌に掲載され、そのことが肖像権侵害になるか否かが争われた事例がある。この事件では、東京高等裁判所が、次のような考察の枠組みと法的判断を示している。<sup>(2)</sup>

「言論、出版その他の表現の自由は、民主主義を実現する上で必要不可欠な精神的自由の根幹をなすものであって、最大限の尊重を要するから、他人の肖像権を侵害する場合であっても、表現の自由の行使として相当と認められる範囲内においては、違法性が阻却されると解すべきである。そして、表現の自由が右のように他の自由権に優越して確保されるのは、それが民主主義の基盤をなすものであることに由来するから、他人の人格的な権利に優先する保護を与えられるためには、その表現行為が公共の利害に関する事項に係り、かつ、専ら公益を図る目的でなされ、しかも、その公表された内容が右の表現目的に照らして相当なものであることを要するといふべきである。…(中略)…」

これを本件についてみるに、本件写真は、前判示のとおり護送車の窓から見える被控訴人の姿を撮影したものであり、本件記事と一体となって、著名な刑事事件の被告人である被控訴人の近況を紹介する内容の報道に用いられているものであるところ、刑事事件、殊に殺人罪あるいは同未遂罪のように社会一般の関心を集める重大な犯罪により起訴された被告人に関する事柄が公共の利害に関する事項に該当することはいうまでもない。この場合、起訴された刑事被告事件の内容そのものに関する報道が右の意味で公共の利害に関する事項に該当することは明らかであるが、それだけでなく、当該被告人が身体の拘束を受けているかどうか、拘束が長期に及んでいるかどうかなどを含め、被告人の動静に関する事実も、事件の推移に関係するものとして社会一般の正当な関心の

下にあるということができ、そのような意味で、被告人が公判廷に出頭するために拘留所職員により護送されている状況を写真によって報道することは、その対象が公共の利害に関する事項に当たり、また、その目的は専ら公益を図ることにあるといつて差し支えない。…(中略)…

ところで、勾留中の刑事被告人に関しては、一見して身柄を拘束されていることが分かる状況の下でその姿を公衆の面前にさらすことは、一般的に屈辱感、羞恥心等の精神的苦痛を与えることになると考えられるので、できる限りそのようなことのないように配慮する必要があることはいうまでもない。したがって、本件において、護送車の鉄格子のはまった窓から見える被控訴人を撮影した写真を掲載したことは、問題がなくてはならない。しかしながら、撮影された被控訴人の姿は、肩から頭部にかけての上半身だけであつて、手鏡姿のように一見して拘束されていることが分かる状況ではない。また、撮影した場所は、一般の道路という公共の場所であり、穩当を欠く方法を用いた形跡もない。そうすると、撮影の方法及び内容についても、相当性を逸脱しているとまではいふことはできない。

以上によると、…(中略)…本件写真の撮影及び公表は、被控訴人の肖像権を侵害するものであるけれども、表現の自由の行使として相当と認められる範囲内にあり、違法性が阻却されるというべきである。」

ここに示された、肖像権侵害の違法性阻却の成否を判断するための、①事実の公共性、②目的の公益性、および、③公表内容の相当性(ないし撮影の方法および内容の相当性)という判断の枠組みは、本件においても十分に適用可能なものと思われる。実際、本件の原審においても、「肖像権を侵害する取材行為ないし報道行為の違法性が阻却されるためには、①当該取材報道行為が公共の利害に関する事項に関わること(事実の公共性)、②専ら公益を

図る目的でなされたこと(目的の公益性)、③当該取材ないし報道の手段方法が、その目的に照らして相当であること(手段の相当性)の三要件を充たすことが必要であると解するのが相当である。」(原判決二七頁一五行ないし一九行目)としており、上記判決の判断枠組みが踏襲されていることがうかがわれる。<sup>(22)</sup>

そして、原判決は、①事実の公共性に関しては、「本件刑事事件は極めて重大な事案として国民の多くが注目するものであることが認められ、このような事案の性質及び重大性からすれば、本件刑事事件については、その審理の進捗状況や判決内容のみならず、刑事手続における原告の動静や態度等も公共の利害に関する事項にあたるということができ、原告の容貌を撮影した本件写真は、公共の利害に関する事項を内容とするものとして、①事実の公共性の要件を充たすというべきである。」(原判決二八頁七行ないし一三行目)と判断し、②目的の公益性に関して、本件写真が「本件刑事事件の裁判手続の様子や当該手続における原告の動静等を報道する目的で掲載されたことを認めることができる」から、本件写真を撮影し、それを掲載した行為については「②目的の公益性の要件を認めることができる」(原判決二八頁一六行ないし一七行目、二九頁三行ないし四行目)と判断している。これらの判断は、きわめて妥当なものとして評価することができよう。

とすると、残された問題は第③要件の成否いかんということになろう。

#### 六 本件写真の撮影・公表行為の相当性の成否

第③要件の本件写真の撮影行為および公表行為の相当性について、原判決は、「法廷においては、その秩序を保持して審理への悪影響を排除する必要があり、また、被告人や証人等訴訟関係人の名誉権ないし肖像権に配慮する必

要があることから、裁判所の許可なく写真を撮影することは許されないものとされている(刑事訴訟規則二一五条参照)ところ、本件写真が裁判所の許可なく撮影されたものであること(原判決二九頁九行ないし一三行目)、「本件写真の撮影は、刑事訴訟規則二一五条に違反するといふべきである」(原判決三〇頁一行ないし二行目)こと、「本件写真には正に訴訟関係者たる原告本人が捉えられている」(原判決三〇頁一三行ないし一四行目)ことなどから、「本件写真の撮影行為は刑事手続全体の秩序に影響を及ぼすような相当性を欠くものといふべきである。」(原判決三〇頁一六行ないし一八行目)と結論づけている。

しかしながら、この点に関する判断は、いくつかの点から疑問というほかない。その理由としては、すでに述べたように、第一に、刑事訴訟規則二一五条が被告人や証人等の私法上の権利である肖像権を保障する趣旨の規定であるとは解せられないこと、第二に、厳密に考察すれば、閉廷後になされた本件写真の撮影は、「公判廷」での裁判所の許可がない写真撮影を禁ずる刑事訴訟規則二一五条に違反するとはいえないこと、第三に、本件撮影行為は、裁判所の許可を受けずになされたものではあるが、撮影時の勾留理由開示裁判の審理にいささかも影響を与えたと考えられないこと、第四に、そもそも刑事訴訟規則違反の事実の有無が肖像権侵害の違法性阻却の成否を直接左右するものではないと考えられること、などをあげることができる。

また、本件においては、第五に、本件写真の撮影が、被控訴人が社会を震撼させた重大な刑事事件に関与したとして身柄を拘束された後に、本人の要求によりその勾留理由の開示裁判が行われた公開の法廷という場所でなされたものであること、また、第六に、本件写真撮影がなされた勾留理由開示裁判は、直接には保険金詐欺被疑事件に關してのものであったが、その後、被控訴人は、「カレー毒物混入事件」で殺人容疑により再逮捕され、起訴される

に至っており、本件写真掲載当時は、殺人事件の被告人として法廷等におけるその言動や動静が国民的な注目を受けていたから「公的人物」性を多分に備えていたこと、なども考慮されるべきである。

この第六点に関しては、名誉権侵害の不法行為責任が問われた事案ではあるが、最高裁によって、摘示された事実が真実であるかどうかについては、裁判所は、事実審の口頭弁論の終結時点において客観的な判断をすべきであり、名誉毀損行為が行われた時点では存在しなかった証拠を考慮することも当然に許される、と判示されていること(23)からしても、本件写真の撮影、公表行為の相当性を判断するにあたっては、被控訴人が関わったとされ、その後、殺人罪で起訴されるに至った諸事情も十分に考慮されるべきであると考えられるからである。

さらに、最後に、被控訴人は、捜査段階から黙秘を貫き、重大事件にもかかわらず供述調書が一通も作成されていないと伝えられ、(24)そのために「カレー毒物混入事件」で殺人罪に問われている被控訴人の事件審理にあたって、事件を担当する和歌山地方裁判所が、事件当日の様子が撮影され、また、被控訴人が報道機関のインタビューに応じて撮影され、テレビで放映されていた番組を録画したビデオ・テープを証拠として採用せざるを得なかったという事情もある。(25)本件写真の撮影、公表内容の相当性の判断にあたっては、その後のこれらの事情も十分に考慮された上で、判断されるべきであろう。

本件写真の内容は、手錠姿であることをうかがわせるものである点でやや穏当を欠くと指摘される余地があるかもしれないが、以上の諸事情を考慮するならば、本件写真の撮影および公表が、被控訴人の肖像権を侵害するものであるとしても、控訴人らの報道・取材の自由の正当な行使として、なお相当と認められる範囲にあるということ(26)ができ、肖像権侵害の違法性は阻却されるというべきである。

なお付言すれば、本件イラスト画の掲載についても、被控訴人が肖像権を主張する余地が仮に認められるとしても、本件写真の掲載と同様の理由から、事実の公共性、目的の公益性の要件を充たすものであり、また、その表現内容に関しても、報道の自由の正当な行使として、なお相当と認められる範囲内にあるものと判断でき、十分にその違法性が阻却されるものと思料される。<sup>(26)</sup>

## 七 あとがき

その後二〇〇二年一月二一日に、大阪高等裁判所は、原判決を支持し、控訴人らの主張を退ける判決を下した。<sup>(27)</sup> 控訴審判決は、本稿(筆者の「意見書」)が提起した論点に関しては、次のように判示している。

「写真を撮影した場所や時期等は、肖像権の侵害の成否に直接関係がなく、また、被撮影者が刑事訴訟法により逮捕あるいは勾留されて公開の法廷に出頭した場合においても、被撮影者は刑事裁判手続における必要から、刑事訴訟法規に定められた範囲で法的に身柄の拘束を受け、人権の制約を受けるのであるから、刑事手続において勾留されていることをもって、直ちに刑事裁判手続そのものと直接の関連がない民事法上の私的かつ個人的利益である肖像権を喪失しあるいは剝奪されたと解することはできない。したがって、本件写真の撮影時に勾留中の被控訴人が公開の法廷に出頭したとしても、そのために被控訴人の肖像権を否定することはできない。もっとも、被撮影者が刑事事件における被疑者又は被告人である場合は、刑事裁判の進行状況や模様は公共の利害に関するから、報道の自由との関係において、被疑者又は被告人であることが違法性阻却事由の要素として考慮され

うるものである。また、刑事訴訟規則二一五条は、公判廷における写真の撮影は、裁判所の許可を得なければならぬと定めているところ、その趣旨は適正な刑事裁判を実現することであるけれども、同規定は、公開の刑事法廷における被疑者及び被告人についても肖像権を保護する必要のあることを前提とし、これを考慮すべき要素の一つとして、法廷における写真撮影の許否を裁判官の裁量に委ねたものと解されるのであって、法廷における被疑者及び被告人の肖像権が同条によって創設され、あるいはその範囲を画されるものではないといふべきである。それ故、写真の撮影が同規定に違反して行われたかどうかは、肖像権の存否ではなく、違法性阻却事由としての手段の相当性の判断における一要素であるといふべきである。」(八頁一六行目ないし九頁一一行目)。

大阪高裁判決は、こう述べた後で、さらに「これら〔違法性阻却〕の各要件については、個別にその有無を判断するだけでなく、その程度を勘案して、違法性阻却の有無を総合的に判断すべきである。……肖像権を侵害した場合に、その違法性阻却事由があるかどうかを判断するにあたっては、肖像権侵害の態様であるその撮影方法も考慮する必要がある」(九頁一二行目ないし一七行目)としている。

このような判断枠組みは、まさに本稿が主張しようとしたものとはほぼ同じものであると理解できる。大阪高裁が述べるように、「刑事裁判の進行状況や模様は公共の利害に関するから、報道の自由との関係において、「被撮影者が」被疑者又は被告人であることが違法性阻却事由の要素として考慮されうるものである」とすることにも、肖像権の侵害がある場合に、「その違法性阻却事由があるかどうかを判断するにあたっては、肖像権侵害の態様であるその撮影方法も考慮する必要がある」ことにも異論はない。しかしながら、本稿が主張しようとしたことは、そのような判断枠組みを前提として、本件撮影・公表行為は報道・取材の自由に関わるものであるから、その相当性を

判断するにあたっては、たんに撮影の方法や態様だけでなく、さらに、刑事訴訟規則の保護法益、刑事訴訟規則違反の有無、撮影が公判廷の審理に及ぼした影響の程度、撮影時期、撮影場所、被撮影者の公人的性格および被撮影者を取りまくその後の事情の変化を、まさに「総合的に」勘案して判断すべきであるということにほかならなかった。そのような考察をふまえることが、憲法上保護された「報道・取材の自由」を保障するために必要不可欠である、と考えたからである。

この点、大阪高裁判決は、「その違法性阻却事由があるかどうかを判断するにあたっては、肖像権侵害の態様であるその撮影方法も考慮する必要がある」とするだけで、肝心のその他の諸事情をどこまで広く考察し、違法性阻却事由の有無の判断にあたってそれをどれだけ考慮したのか、残念ながら、そのような考察と考慮の跡は何も見られない。

この判決については、新潮社側から最高裁判所に上告がなされ、事件は現在、最高裁に係属している。本稿が問題とした「法廷内写真の撮影・公表と報道・取材の自由」の調整という論点について、最高裁がどのような判断を示すか、注目したい。<sup>(28)</sup>

注

- (1) 大阪地裁判決平成一四年二月一九日、判例集未登載。
- (2) 昭和三十三年二月一七日、刑集一二卷二号二五三頁。
- (3) この間の経緯に関しては、右崎正博「法廷におけるカメラ取材の意義と限界」法律時報七四卷一号二四—二六頁を参照されたい。
- (4) 昭和四四年一月二六日、刑集二三卷一—号一四九〇頁。

- (5) 和歌山地裁判決平成一四年二月一日、判例集未登載。 <http://courtdomino2.courts.go.jp/> 参照。
- (6) 最高裁大法廷判決昭和四五年六月二十四日、民集二四卷六号六一〇頁。
- (7) 平成元年三月八日、民集四三卷二号八九頁。ただし、ここでは、記者への傍聴席の優先的配分とともに、メモ録取の特別な許可も含めて述べられている。
- (8) 前掲注(2)を参照。
- (9) 宮沢俊義『憲法Ⅱ「新版」』(有斐閣、一九七一年)三六三頁。
- (10) 香城敏磨「傍聴人の地位」・熊谷弘ほか編『公判法体系 公判・裁判(1)』(日本評論社、一九七五年)三四〇頁。
- (11) 前掲注(6)を参照。また、取材ビデオ・テープの押収・差押えに関する、いわゆる「日本テレビ事件」最高裁第二小法廷決定平成元年一月三〇日、刑集四三卷一号一九頁および「TBS事件」最高裁第二小法廷決定平成二年七月九日、刑集四四卷五号四二一頁もほぼ同旨。さらに、民事裁判を進める上で取材源の秘匿が問題となった「北海道新聞島田記者事件」札幌高裁決定昭和四四年八月三十一日、判例時報九三七号一六頁も同様のアプローチを採用している。
- (12) 伊藤正己『憲法「第三版」』(弘文堂、一九九五年)三一四、五七四頁。
- (13) 松井茂記『マス・メディア法入門(第二版)』(日本評論社、一九九八年)二〇八頁。
- (14) 石村善治編『新版現代マスコミ法入門』(法律文化社、一九九八年)七四―七五頁〔松井修視執筆〕。
- (15) 泉山禎治「法廷における写真撮影」法律時報四三卷三号七一頁(一九七一年)、町野朔「裁判とマスコミ——刑事司法と報道の自由」ジュリスト総合特集『現代のマスコミ』(一九七六年)一〇七頁。
- (16) 拙稿・前掲注(3)二八頁。
- (17) 同前二九頁。
- (18) 最高裁第一小法廷判決昭和四一年六月二三日、民集二〇卷五号一一一八頁。
- (19) 昭和三九年九月二八日、下民集一五卷九号三三二七頁。
- (20) いわゆる「月刊ペン事件」最高裁第一小法廷判決昭和五六年四月一六日、刑集三五卷三号八四頁参照。
- (21) 東京高裁判決平成五年一月二四日、判例時報一四九一号九九頁。
- (22) ただし、第③要件については、前記東京高裁判決が「公表内容が表現目的に照らして相当なものであるか」「撮影の方法

及び内容が相当性を逸脱しているか」と述べるのに対して、原判決は「手段方法が目的に照らして相当であるか」としており、必ずしも完全に同じものとは言い切れないところがある。

(23) 最高裁第三小法廷判決平成一四年一月二十九日、判例タイムズ一〇八六号一〇二頁。

(24) 朝日新聞二〇〇二年三月二二日付け夕刊を参照。

(25) 和歌山地裁決定平成一四年三月二二日、判例集未掲載。

(26) ちなみに、東京地裁平成一四年五月二三日判決(平成二二年(ワ)第一八七八二号謝罪広告等請求事件)は、似顔絵による肖像権侵害および人格権侵害に基づく不法行為責任のいずれの主張も棄却している (<http://courtdomino.courts.go.jp/>) 参照。

(27) 大阪高裁判決平成一四年一月二二日、判例集未掲載

(28) 本稿の基となった「意見書」の提出後に、松井修視「報道の自由」と法廷におけるカメラ取材「川上宏二郎先生古稀記念論文集『情報社会の公法学』(二〇〇二年、信山社) 二九三頁以下および松井茂記「肖像権侵害と表現の自由(一)・完」民商法雑誌一二七巻二号一頁、一二七巻三号一頁に接した。

前者は、「肖像権侵害がある場合でも……違法性を阻却することがあり得ると考えられるように、肖像権の権利行使自体にそれ相当の幅があるにもかかわらず、肖像権侵害の可能性をいうだけで、カメラ取材を閉廷後の法廷から締め出している現状は、やはり問題といえる」(三二四―三二五頁)とし、「刑事訴訟規則第二一五条の運用の問題は、報道の自由との関係で、今日違憲性を帯びつつあるのではないかと考えられる」(三二〇頁注(66))と指摘している。

後者も、肖像権侵害と表現の自由について詳細な考察を加えたものであるが、違法性阻却の要件について論じた個所では、「刑事訴訟規則が法廷の秩序維持等のため写真撮影に許可を求めているとすれば、それはあくまで法廷の秩序維持等のためのものであり、それに違反したからといって、私法上も違法だということになるわけではない」(三号一五頁)とし、本件の「写真が閉廷後に撮影されたものだとすると、法廷内での写真撮影を裁判所の許可にからしめた理由からみて、写真撮影を禁止すべき理由があるとは思われない。取材の自由の制限であることから見ても、刑事訴訟規則をそこまで拡張解釈するのは疑問ではなからうか」(三号一六頁注(63))と指摘している。